

## 東京地裁の誤った再審棄却決定を取り消し

## 小林卓之さんの人権と名誉を回復するため

# 再審開始を求める要請書

2013年8月28日、東京地方裁判所は、誤った裁判をやり直して欲しいと訴えた痴漢えん罪事件の小林卓之さんの再審請求を不当に棄却しました。

一昨年12月28日小林さんの難病の症状について専門医の尋問を行い、さらに昨年2月病氣療養中の小林さんの質問を行いました。これら尋問で具体的な新証拠を示し、難病で痛みも酷く力の入らない手の状態であった小林さんが、痴漢行為をすることは不可能であると証言しました。これら証言と、弁護団が提出した新証拠について、裁判官は十分な理由を示さず、不当にも再審請求を棄却したものです。

また、痴漢被害にあったと主張した女性（以下、女性）と石神井公園駅で小林さんを私人逮捕した男性（以下、男性）は「犯人の顔も犯行時の手も見えていない」と証言しているにもかかわらず、裁判所は女性と男性の証言を採用し、小林さんが犯人であることは間違いないとしました。

このように女性と男性の言い分を全面的に信用し、難病の専門医の医学的科学的証言や小林さん本人の証言はまったく信用できないとすることは公平公正な裁判とはとてもいえないものです。満員電車を利用する一般市民にとっては、大変恐ろしいことです。

小林さんは、事件発生から11年間、難病と闘いながら困難に負けず一貫して無実を主張してきました。無実の小林さんにたいして冤罪を作り上げた警察、検察、地裁、高裁、最高裁の誤りを正し、小林さんの人権と名誉を回復する責任が、貴裁判所自身にあります。

貴裁判所が、棄却決定を取り消し、再審開始の決定を一日も早く出すよう強く要請します。

201 年 月 日

東京高等裁判所第三刑事部

氏 名	住 所

痴漢えん罪西武池袋線小林事件を支援する会

113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階

日本国民救援会東京都本部気付